

令和6年度 市民税・府民税特別徴収のしおり

もくじ

1	特別徴収税額の徴収及び納入方法	2
2	納期の特例について	3
3	森林環境税(国税)の創設	3
4	取扱金融機関	4
5	延滞金について	4
6	指定通知書について	5
7	退職所得に対する市民税・府民税の特別徴収について	6
8	市民税・府民税の算出方法	7
9	貴社の給与所得以外の所得がある場合	8
10	納入書及び納入申告書の記載方法	9
11	特別徴収をしている納税義務者(従業員)に転勤、退職等の異動があった場合	12
12	就職した納税義務者(従業員)を特別徴収に切り替える場合	12
13	事業所の所在地や名称等に変更があった場合	12
14	給与所得者異動届出書の記載方法	13

附属書類

①指定通知書	5
②給与所得者異動届出書	16～18
③特別徴収への切替申請書	19
④特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	20
⑤納期の特例に関する承認申請書	21

②～⑤については、柏原市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/>

eLTAX(エルタックス)の受付について

eLTAXとは、インターネットを利用して地方税における手続きを電子で行うシステムです。eLTAXを利用すれば、チェック機能により入力誤り等が防止でき、郵送料も不要で、1回のデータ送信操作で複数の地方公共団体に提出できるなどのメリットがあります。また電子納税も可能で、手数料は無料です。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

かし かわら
柏 原 市 役 所

財務部 課税課 市民税係

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電 話 072-972-6241 (直通)

F A X 072-920-7385

定額減税について



こちらをご覧ください。

特別徴収義務者様

柏原市長

平素は、本市の市民税・府民税の特別徴収業務につきまして、格別のご配慮とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、このたび令和6年度（令和5年分）の市民税・府民税につきまして特別徴収をお願い申し上げることとなりました。
関係書類を同封いたしますので、是非ご一覧いただき、なお一層のご理解とご協力を賜わりますようお願いいたします。

1 特別徴収税額の徴収及び納入方法（定額減税により下記の記載内容と異なる場合があります）

- (1) 特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受け取った場合においては6月から翌年5月まで、特別徴収税額の12分の1の額（通知を5月31日以後に受けた場合は、その翌月から翌年5月までの間の月数で除した額）を、それぞれ給与の支払いをする際毎月徴収して、納期の特例の承認を受けた場合を除き、翌月10日までに納入してください。
- (2) 特別徴収税額が均等割及び森林環境税（国税）のみである場合又は5,300円以下である場合には、当該通知に係る特別徴収税額を最初に徴収する月にその全額を徴収して、翌月10日までに納入してください。
- (3) 特別徴収税額が変更された場合、特別徴収義務者がその変更通知を受け取った月以後は、その変更通知の額を徴収して納入してください。納入書の記載方法については、9～11ページをご覧ください。
なお、すでに納入された特別徴収税額が、変更された特別徴収税額を超える場合には、その差額を還付します。ただし、未納の徴収金がある場合は充当する場合があります。
- (4) 特別徴収をしている納税義務者に退職等の異動があった場合の徴収方法については、12ページをご覧ください。
- (5) eLTAXの地方税共通納税システムにより、インターネットを利用して電子納税ができます。

利用できる日時は、次のとおりです。

利用日：平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日
（年末年始12/29～1/3は除く）

時 間：8時30分から24時

※別途、休日に利用できる日があります。

手数料は無料です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

定額減税について



こちらをご覧ください。

2 納期の特例について

特別徴収義務者は、その事務所、事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10人未満である場合には、市の承認を受けて給与の支払いの際徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

市の承認を受けた場合、6月から11月までの分については、12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、6月10日までにそれぞれ納入してください。

納期の特例に関する承認申請書は21ページにあります。詳しくは、22ページをご覧ください、申請する場合はすみやかに提出してください。

○個人番号の通知について

平成30年度の税制改正により、「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」について、当面の間、個人番号及び法人番号の記載は行わないこととされました。

そのため、「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」における個人番号及び法人番号の欄については、空欄としております。

3 森林環境税（国税）の創設

森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税（国税）が創設されました。令和6年度より、国内に住所を有する個人に対して年間1,000円が課税され、市民税・府民税と併せて徴収されます。

・次の(ア)～(ウ)のいずれかに当てはまる人は森林環境税（国税）が非課税になります。

	納税義務者の該当区分	納税義務者の前年の合計所得金額
(ア)	障害者、寡婦、ひとり親、未成年(平成18年1月3日以後生)	135万円以下
(イ)	同一生計配偶者や扶養親族がいない	41万5千円以下
(ウ)	同一生計配偶者や扶養親族がいる	31万5千円×(同一生計配偶者＋扶養人数＋1)＋28万9千円以下

4 取扱金融機関

下記金融機関の本・支店及び柏原市役所内公金収納窓口をご利用ください。金融機関の名称等の変更がある場合はご了承ください。

(銀 行) りそな みずほ

池田泉州 紀陽 徳島大正 南都 関西みらい

(信 用 金 庫) 大阪シティ 大阪商工 大阪

(信 用 組 合) 成協 のぞみ 近畿産業 大同

(労 働 金 庫) 近畿

(農 業 協 同 組 合) 大阪中河内

(ゆうちょ銀行・郵便局) 近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行・郵便局

(その他の地域でご利用の場合は、1回目の納入の際に、納入を指定するゆうちょ銀行・郵便局に「指定通知書」を提出してください。)

5 延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ税額に年14.6% (納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3%) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年 (以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合) とします。) を乗じて計算した額の延滞金が本税に加算されます。

6 「指定通知書」について

近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」（指定するゆうちょ銀行・郵便局名を記入してください。）を、1回目に納入される際に指定するゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

この指定通知書が提出されたゆうちょ銀行・郵便局が、以後特別徴収義務者の納入を取り扱うゆうちょ銀行・郵便局に指定されます。

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長
郵便局長 様

柏原市長 

指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、
当市の市民税及び府民税特別徴収税額の納入取扱局に
指定したので通知します。

記

- | | |
|------------|----------------|
| 1 認可又は承認番号 | 郵1業第1528号 |
| 1 口座番号 | 00920-9-960045 |
| 1 加入者の名称 | 柏原市会計管理者 |
| 1 取りまとめ郵便局 | 大阪貯金事務センター |

7 退職所得に対する市民税・府民税の特別徴収について（分離課税分）

退職所得に対する市民税・府民税の所得割額については、原則として退職所得の発生した年に他の所得と区別して納税義務者のその年の1月1日現在の住所所在地の市町村において課税されるいわゆる現年分離課税主義をとっています。

なお、分離課税にかかる市民税・府民税の所得割は、特別徴収の方法によって納入してください。

(1) 分離課税の対象とならない退職手当等

次の者が支払う退職手当等は、所得税の源泉徴収の対象とならないので、分離課税に係る所得割は課税されません。他の所得と同様に翌年度において課税されるものです。

① 常時2人以下の家事使用人のみに給与等の支払いをする者

② 給与等の支払いをする者のうち、租税条約等により所得税の源泉徴収義務を有しない者

次の退職手当等は、所得税が非課税とされているので所得割も課税されません。

① 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人に支給されることとなったもの

② 退職した人又は死亡により退職した人の遺族に、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等

また、退職手当等の支払いを受ける者が、その支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在生活保護法に基づく生活扶助を受けている場合にも、分離課税に係る所得割は課税されません。

(2) 特別徴収税額の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{(収入金額 - 退職所得控除額)} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{l} \boxed{\text{退職所得の金額}} \\ \text{(課税標準額)} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \end{array} \times \text{市民税の税率(6\%)} = \boxed{\text{市民税所得割額}} \\ \text{(※1)} \quad \text{(※2)} \quad \quad \quad \times \text{府民税の税率(4\%)} = \boxed{\text{府民税所得割額}} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{(収入金額 - 退職所得控除額)} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \\ \text{(課税標準額)} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \end{array}} \right\} \boxed{\text{特別徴収税額}} \\ \text{(百円未満切り捨て)}$$

(※1) 退職所得控除額

① 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(ただし、80万円に満たない場合は80万円)

② 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(※2) 法人税上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員及び地方公務員で、勤続年数が5年以下である者が支払いを受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額を退職所得の金額としますので、2分の1を乗じません。

(※3) 勤続年数が5年以下で、※2に該当しない場合は、算出方法が異なります。詳しくは課税課市民税係までお問い合わせください。

(3) 特別徴収票の交付及び提出

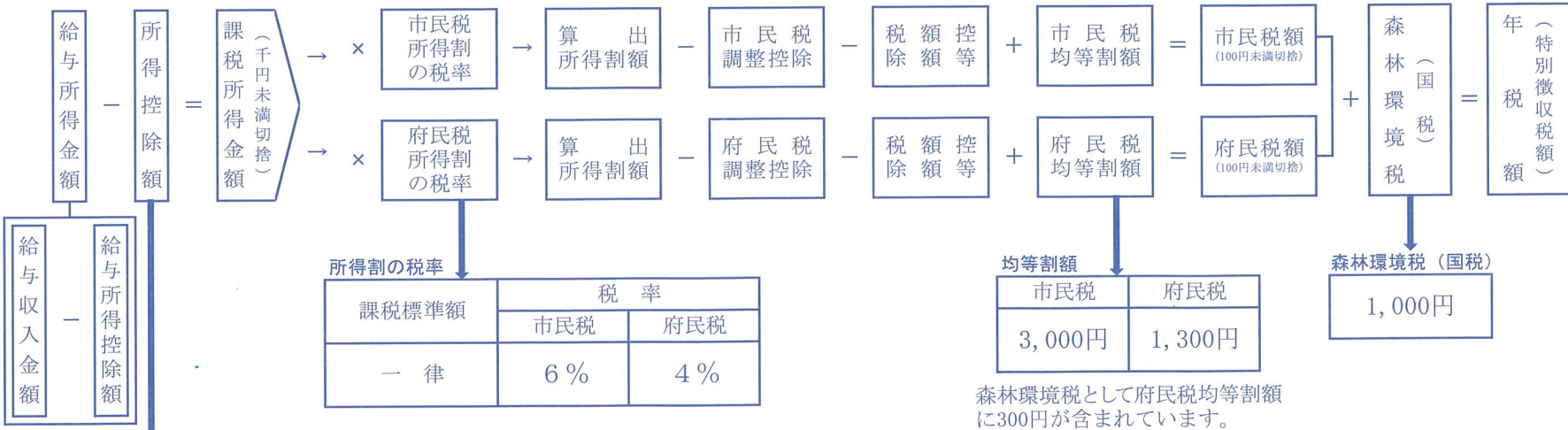
退職手当等の支払いを受ける者が法人(人格のない社団又は財団を含む。)の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員又は相談役若しくは顧問以外の者である場合は、各人別に特別徴収票(所得税の退職所得の源泉徴収票と同じ様式)を2部作成し、その退職の日以後1箇月以内に1部を市民税係へ提出し、もう1部を退職手当等の支払を受ける者に交付してください。

(4) 特別徴収税額の納入方法等

特別徴収義務者は、退職手当等の支払いをする時までに特別徴収税額を徴収し退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所所在地市町村に対し、所定の「納入申告書」に必要事項を記載のうえ翌月10日までに提出するとともに、申告した特別徴収税額を同日までに納入してください。

8 市民税・府民税の算出方法

給与所得以外の所得がある場合は、算出方法が異なります。



所得控除額

雑損控除	(差引損失額－総所得金額等×10%)又は(差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料・小規模企業共済等掛金控除		全額	
生命保険料控除	支 払 金 額		控 除 額
	新契約	12,000円以下	全額
		12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧契約	15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
地震保険料控除	支 払 金 額		控 除 額
	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下	全額
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額25,000円		

配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者の区分			
	一般	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	老人	38万円	26万円	13万円
	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者の合計所得金額	48万円超100万円以下	33万円	22万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円
障害者控除	26万円 30万円(特別障害者の場合) 53万円(同居特別障害者の場合)			
寡婦・ひとり親控除	26万円(寡婦) 30万円(ひとり親)			
勤労学生控除	26万円			
扶養控除	一般	33万円		
	老人	38万円		
	特定	45万円		
	同居老親等	45万円		
基礎控除	納税義務者の合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超2,500万円以下	15万円		
	2,500万円超	適用なし		

- ・次の(ア)～(ウ)のいずれかに当てはまる人は市民税・府民税が非課税になります。

	納税義務者の該当区分	納税義務者の前年の合計所得金額
(ア)	障害者、寡婦、ひとり親、未成年(平成18年1月3日以後生)	135万円以下
(イ)	同一生計配偶者や扶養親族がいない	42万円以下
(ウ)	同一生計配偶者や扶養親族がいる	32万円×(同一生計配偶者+扶養人数+1)+29万円以下

- ・次の(エ)～(オ)のいずれかに当てはまる人は所得割額がかかりません。

	納税義務者の該当区分	納税義務者の前年の総所得金額等
(エ)	同一生計配偶者や扶養親族がいない	45万円以下
(オ)	同一生計配偶者や扶養親族がいる	35万円×(同一生計配偶者+扶養人数+1)+42万円以下

9 貴社の給与所得以外の所得がある場合

貴社の給与所得以外の所得にかかる市民税・府民税がある場合も、公的年金等からの特別徴収対象者の年金所得にかかる市民税・府民税を除き、原則として給与からの特別徴収の方法によることになっています。

納税義務者が貴社の給与所得以外の所得に係る市民税・府民税を、給与からの特別徴収の方法によらず普通徴収の方法によって納入することを希望される場合は、直ちに市民税係(電話 072-972-6241)までご連絡ください。

<参考>公的年金等に係る雑所得金額の算出方法

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満 (昭和34年1月2日以後生)	130万円未満の金額	収入金額－600,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%－275,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－1,455,000円
	1,000万円以上	収入金額－1,955,000円
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生)	330万円未満の金額	収入金額－1,100,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－275,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－1,455,000円
	1,000万円以上	収入金額－1,955,000円

※ 公的年金等に係る雑所得金額を除いた合計所得金額が1,000万円超の場合は、算出方法が異なります。

10 納入書及び納入申告書の記載方法

(1) 納入金額に変更がない場合

- ・ 納入金額(1)に印字された金額で変更がない場合は、何も記入せずにそのまま納入してください。

大阪府 柏原市		個人市民税 個人府民税		領収証書 ㊤	
市町村コード	口座番号	加入者名			
272213	00920-9-960045	柏原市会計管理者			
令和6年6月分		特別徴収義務者指定番号	納入金額(1) 円		
		1234567	10,000		
納付する金額が「納入金額(1)」と同じ場合は記入不要です。 ※納入金額に変更がある場合は「特別徴収のしおり」の9ページを参照して下さい。		給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退職所得分			
		金延滞金			
		納期限			
		(2) 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
(特別徴収義務者) 住所 〒 582-8555 又は 所在地 大阪府柏原市安堂町1番55号 氏名 ○ △ 工業 株式会社 又は 名称					領収日 付印
上記のとおり領収しました。					(納入者保管)

(2) 納入金額に変更がある場合

- ・ 転勤や退職等により一括徴収したり、納税義務者の税額変更により、納入金額に変更がある場合は、次のとおり記載して納入してください。

「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の全ての

- ① 納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ② 納入金額(2)の給与分の欄に納入する金額を記載してください。
- ③ 納入金額(2)の合計額の欄に納入する金額を記載してください。

大阪府 柏原市		個人市民税 個人府民税		領収証書 ㊤	
市町村コード	口座番号	加入者名			
272213	00920-9-960045	柏原市会計管理者			
令和6年6月分		特別徴収義務者指定番号	納入金額(1) 円		
		1234567	10,000 ①		
納付する金額が「納入金額(1)」と同じ場合は記入不要です。 ※納入金額に変更がある場合は「特別徴収のしおり」の9ページを参照して下さい。		給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退職所得分			
		金延滞金			
		納期限			
		(2) 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
(特別徴収義務者) 住所 〒 582-8555 又は 所在地 大阪府柏原市安堂町1番55号 氏名 ○ △ 工業 株式会社 又は 名称					領収日 付印
上記のとおり領収しました。					(納入者保管)

(3) 退職所得の分離課税分を合わせて納入する場合

- ・退職所得にかかる分離課税の所得割額を給与分と合わせて納入する場合は、次のとおり記載して納入してください。

「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の全ての

- ① 納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ② 納入金額(2)の給与分の欄に納入する金額を記載してください。
- ③ 納入金額(2)の退職所得分の欄に納入する金額を記載してください。
- ④ 納入金額(2)の合計額の欄に納入する合計金額を記載してください。

- ・裏面の納入申告書にも、次のとおり記載して納入してください。

- ⑤ 日付、人員を記載してください。
- ⑥ 氏名、勤続年数、退職手当等の支払金額を記載してください。
- ⑦ 市民税と府民税の特別徴収税額をそれぞれ記載してください。
- ⑧ 特別徴収義務者の所在地、名称を記載してください。
- ⑨ 法人番号又は個人番号を記載してください。

※ 特別徴収義務者が個人事業主である場合は、申告に関する事項は記入せずに金融機関等に提出してください。

また、別に納入申告書をご用意いただき、個人番号を含む必要事項を記入し、金融機関等を經由せずに市民税係に提出してください。

大阪府 柏原市		個人市民税 個人府民税		領収証書 ㊤	
市町村コード	口座番号	加入者名			
272213	00920-9-960045	柏原市会計管理者			
令和6年8月分	特別徴収義務者指定番号	納入金額(1) 円			
	1234567	10,000			
納付する金額が「納入金額(1)」と同じ場合は記入不要です。	給与分 (特別徴収分を含む)	10,000			
※納入金額に変更がある場合は「特別徴収のしおり」の9ページを参照して下さい。	退職所得分	85600			
納期限	延滞金				
	合計額	95600			
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所 〒 582-8555 又は 所在地 大阪府 柏原市 安堂町1番55号		様			
氏名 又は 名称 ○ △ 工業 株式会社					
上記のとおり領収しました。(納入者保管)					



市町村民税 道府県民税		納入申告書	
柏原市長殿		6年8月7日提出	
6年8月分	人員	7人	
氏名 柏原 太郎	勤続年数 24年	氏名	勤続年数
支払金額 12,514,000 円	支払金額	円	
特別徴収 税 額	市町村民税	51400	
	道府県民税	34200	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所 〒 582-8555			
所在地 大阪府 柏原市 安堂町1番55号			
氏名又は 名称 ○ △ 工業 株式会社			
法人番号又は個人番号 7234567890123			

(4) 納入金額の印字がない分に手書きで納入する場合

- ・ 納入書綴の最後に予備の納入書がありますので、金額の誤記などがありましたら、次のとおり記載して納入してください。

「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の全ての

- ① 納入する年月分を記載してください。
- ② 納入金額(2)の給与分の欄に納入する金額を記載してください。
- ③ 納入金額(2)の合計額の欄に納入する金額を記載してください。

大阪府 柏原市		個人市民税 個人府民税		領収証書 ㊤	
市町村コード	口座番号	加入者名			
2 7 2 2 1 3	00920-9-960045	柏原市会計管理者			
特別徴収義務者指定番号		納入金額(1) 円			
令和6年6月分		1234567			
① 納付する金額が「納入金額(1)」と同じ場合は記入不要です。 ※納入金額に変更がある場合は「特別徴収のしおり」の9ページを参照して下さい。		給与分 (一括徴収分を含む)	1 4 0 0 0		
		退職所得分			
		延滞金			
		納期限			
		(2)	合計額 1 4 0 0 0		
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所 〒 582-8555					
又は所在地 大阪府柏原市安堂町1番55号					
氏名 ○ △ 工業 株式会社		様			
又は名称					
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)			

納入書の記入上の注意

悪い例

①文字はカスレないようにしてください。	8 0
②つなぐ線は必ずつないでください。	6 9
③余計なヒゲは付けないでください。	0 7
④枠からはみださないようにしてください。	3 5
⑤枠内に大きめに記入してください。	2 5
⑥文字は続けないでください。	1 0
⑦線の間がつかぶれないようにしてください。	8 9
⑧ゴム印は使わないでください。	2 X

※よい記入文字例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※筆記用具

ボテ、カスレの少ない黒ボールペンを使用してください。

1 1 特別徴収をしている納税義務者（従業員）に転勤、退職等の異動があった場合

特別徴収をしている納税義務者に転勤、退職等の異動があった場合は、異動した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。異動届出書は16～18ページにあります。記載方法については13～15ページをご覧ください。

なお、特別徴収を継続しない納税義務者のうち、未徴収税額がある方は、一括徴収していただくか、普通徴収（本人が納付）に切り替えとなります。

しかしながら、給与の支払いがなくなることや納期の残回数が特別徴収と違い少なくなるため、納税義務者にとって大きな負担となる場合がありますので、**次の項目に当てはまらない場合は、原則として一括徴収してください。**

- 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
- 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額を一括徴収できないため。
- 3 死亡による退職のため。

一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに他の納税義務者の特別徴収額とあわせて納入してください。

納入書により納入される場合は、納入書の金額の修正をお願いいたします。記載方法については、9ページの（2）をご覧ください。

また、異動届出書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。（納税義務者の翌年1月1日現在の住所が柏原市以外の市町村である場合は、その市町村へ提出してください。）

1 2 就職した納税義務者（従業員）を特別徴収に切り替える場合

就職した納税義務者を特別徴収に切り替える場合は、すみやかに特別徴収への切替申請書を提出してください。切替申請書は19ページにあります。

なお、切替申請書を受付してから特別徴収税額の通知を発送するまでに2～3週間かかる場合があります。給与計算の締切日等を考慮して、特別徴収開始月を記入してください。ただし、過年度該当分は特別徴収に切り替えることはできませんのでご注意ください。

1 3 事業所の所在地や名称等に変更があった場合

事業所の所在地や名称等に変更があった場合や、特別徴収関係書類の送付先を登録される場合は、すみやかに所在地・名称変更届出書を提出してください。所在地・名称変更届出書は20ページにあります。

14 給与所得者異動届出書の記載方法

(1) 共通事項

- ・異動する納税義務者の氏名、生年月日、個人番号、住所を記載。
- ※結婚等により姓が変わった場合は、新姓欄に新しい姓を記載してください。
- ※住所が令和6年1月1日現在の住所から変わった場合は、異動後欄に新しい住所を記載してください。

- ・所在地、名称、個人番号又は法人番号を記載。
- ・担当者の所属、氏名、電話番号を記載。

- ・特別徴収指定番号を記載。
- ・異動する納税義務者の宛名番号を記載。
- ※どちらも特別徴収税額の通知にてお知らせしております。

市民税 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
府民税 特別徴収

(あて先) 柏原市長 年 月 日 提出		給与支払報告 所在地 (住所) 名称 (氏名) 個人番号又は法人番号		担当者 氏名 電話番号		特別徴収 指定番号 宛名番号 特別徴収 指定番号 宛名番号	
結 婚 後 の 異 動	氏名 生年月日 個人番号 住所 異動後	新姓 氏名 生年月日 個人番号 住所 異動後	特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済税額 月分から 月分まで 円	未徴収税額 (ア)-(イ) 月分から 月分まで 円	異動 年月日 年 月 日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名 フリガナ 住所 氏名 フリガナ 住所		特別徴収指定番号 担当 氏名 電話番号 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、税額の上記に記入してください。		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 納入書の要否 受給者番号 番号を記入 ☐ 必要 ☐ 不要	
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)		該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額((ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で 納入します。			
③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合に記入してください。)		該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。					

- 異動後の未徴収税額の徴収方法が
- ① 特別徴収継続の場合
- ・新しい勤務先の所在地、名称、特別徴収指定番号、担当者、電話番号、法人番号を記載。
 - ・新しい勤務先へ連絡した月割額、徴収月を記載。

- 異動後の未徴収税額の徴収方法が
- ② 一括徴収の場合
- ・該当する項目に○をする。
 - ・徴収予定額を記載。
 - ・徴収月を記載。

- 異動後の未徴収税額の徴収方法が
- ③ 普通徴収の場合
- ・該当する項目に○をする。

- ・(ア)は、特別徴収税額の通知に記載された年税額を記載。
- ・(イ)は、徴収済の月割額の合計額を記載。
- ・(ウ)は、年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載。
- ・異動年月日を記載。
- ・該当する異動事由に○をする。
- ・該当する異動後の未徴収税額の徴収方法に○をする。

(2) 退職で一括徴収をしない場合（普通徴収）

(例) 大阪次郎様が9月30日で退職。6月分から9月分まで徴収済で、未徴収税額を普通徴収（本人納付）とする場合

- ・(ア)は、特別徴収税額の通知に記載された年税額を記載。
- ・(イ)は、徴収済である6月分から9月分までの月割額の合計額を記載。
- ・(ウ)は、年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載。
- ・異動年月日は、退職日を記載。
- ・異動の事由は、退職に○をする。
- ・異動後の未徴収税額の徴収方法は、③普通徴収(本人が納付)に○をする。

[illegible]

- ・ 該当する項目に○をする。

(3) 退職で残税額を一括徴収する場合

(例) 関西花子様が令和7年2月15日で退職。6月分から2月分まで徴収済で、未徴収税額を一括徴収して3月分で納入する場合

- ・(ア)は、特別徴収税額の通知に記載された年税額を記載。
- ・(イ)は、徴収済である6月分から2月分までの月割額の合計額を記載。
- ・(ウ)は、年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載。
- ・異動年月日は、退職日を記載。
- ・異動の事由は、退職に○をする。
- ・異動後の未徴収税額の徴収方法は、②一括徴収に○をする。

給与 氏名 生年月日 個人番号 住所 異動後	フリガナ カンサイ ハナコ 明・大・昭・平 35年 2月 7日生 712131451617181910112 柏原市国分市場〇丁目×番△号	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 71,500	(イ) 徴収済税額 6月分から2月分まで 円 53,800	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 17,700	異動 年月日 7年 2月 15日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。								
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)								
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 フリガナ 氏名 住所 法人番号	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。)				
受給者番号			納入書の要否 (新設の場合のみ記入)					
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)			徴収予定額((ウ)と同額) 円 17,700					
該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			左記の一括徴収した税額は 3 月分(翌月10日納期限)で納入します。					
③ 普通徴収の場合(一括徴収しない場合①・②に当てはまらない場合に記入してください。)			該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。					

- ・該当する項目に○をする。
- ・徴収予定額と徴収月を記載。

(4) 転勤の場合

(例) 日本三郎様が令和6年11月20日で転勤。6月分から11月分まで徴収済で、12月分からは転勤先の〇〇電器(株)で特別徴収継続の場合

- ・(ア)は、特別徴収税額の通知に記載された年税額を記載。
- ・(イ)は、徴収済である6月分から11月分までの月割額の合計額を記載。
- ・(ウ)は、年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載。
- ・異動年月日は、転勤日を記載。
- ・異動の事由は、転勤・転籍に○をする。
- ・異動後の未徴収税額の徴収方法は、①特別徴収継続に○をする。

給与 氏名 生年月日 個人番号 住所 異動後	フリガナ ニホン サブロウ 明・大・昭・平 35年 3月 7日生 712131451617181910112 柏原市国分西〇丁目×番△号	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 93,200	(イ) 徴収済税額 6月分から11月分まで 円 47,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 46,200	異動 年月日 6年 11月 20日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。								
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)								
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 フリガナ 氏名 住所 法人番号	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 7,700 円 を 12 月分 (翌月10日納期限から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。)				
受給者番号			納入書の要否 (新設の場合のみ記入)					
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)			徴収予定額((ウ)と同額) 円					
該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。					
③ 普通徴収の場合(一括徴収しない場合①・②に当てはまらない場合に記入してください。)			該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。					

- ・新しい勤務先の所在地、名称、特別徴収指定番号、担当者、電話番号を記載。
- ・新しい勤務先へ連絡した月割額と徴収月を記載。

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
府民税 特別徴収

市記入欄	ジ	異送付
	レ	

付
受
印

(あて先) 柏原市長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	担当 者	所属	特別徴収 指定番号
		氏名		氏名	
		電話		電話	
		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	

給与所得者	フリガナ	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	氏名		円	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生						
	個人番号								
	住所 1月1日現在 異動後								

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収指定番号	担当 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
	フリガナ	法人番号	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要
	称				

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で 納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
	2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
	3 死亡による退職のため。

注意
事項
等

- 本書は、特別徴収の(個人の市民税・府民税を給与天引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線枠内を記入し、1名につき1枚提出してください。
- 本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

市 処 理 欄	①	異送付	新規	C	/	ジ	
	年度	入力	積上リスト	チェック	令不		
		/	/	/	/		
	年度	入力	積上リスト	チェック	令不		
		/	/	/	/		

令和6年度 市民税・府民税 特別徴収への切替申請書

市 記 入 欄	ジ	
	レ	

(あて先) 柏原市長 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ												担 当 者	所 属	
		名 称 (代 表 者)													氏 名	
		法人番号 (法人の場合のみ記入)														電話番号

下記の者について当社で 月分 (月 日納期限)より特別徴収(給与天引)を希望します。

※足りない場合は複写してご使用ください。

給 与 所 得 者	フリガナ			生年月日	明 大 昭 平		年 月 日
	氏 名						
	住 所			受給者番号 (希望される 場合のみ記入)			
普通徴収税額	円	→	普通徴収の未納付分	円			
納 付 済 額 (第 期分まで)	円		第 1・2・3・4 期分を特別徴収へ変更する。 ※該当する期分に○をしてください。				

市 処 理 欄			
異送付	新規	C	/
入力	積上リスト	チェック	令不
/	/	/	/
備考			

注
意
事
項
等

- 1 納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できません。
- 2 特別徴収開始月は、給与計算の締切日等を考慮して記入してください。
- 3 過年度該当分は、特別徴収できません。
- 4 申請する場合は、二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収の納入書を破棄してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

		市記入欄		ジ				
		変更年月日		年		月 日		
(あて先) 柏原市長 年 月 日 提出		給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地		〒			
			名 称					
			法人番号 (法人の場合のみ記入)					
		特別徴収義務者 指 定 番 号		※1				
		担 当 者	所 属					
			氏 名					
			電話番号		- -			

変更事項のみご記入ください。

事 項	変 更 前 (旧)										変 更 後 (新)									
法 人 番 号 (個人番号は記載不要) フリガナ																				
所 在 地	〒										〒									
電 話 番 号 フリガナ	- -										- -									
名 称																				
関係書類送付先 (上記以外を希望される 場合に記入してください)	〒 電話番号 - -										〒 電話番号 - -									
会 社 合 併 の 場 合	合併先の名称 () 指 定 番 号 ()										合併後、使用する指定番号 (※2)									
変 更 理 由 (該当する項目に○をしてください)	1 所在地変更 2 名称変更 3 送付先変更 4 合併による変更 5 その他 ()										備考									

◎所在地・名称の変更により指定番号は変更になりませんので、特別徴収納入書はそのままお使いください。
 (再発行が必要な場合は、課税課市民税係までご連絡ください。)

◎※1と※2が違う指定番号の場合は異動の扱いとなりますので、この変更届出書の他に、異動届出書を従業員1名につき1枚提出する必要があります。

市 処 理 欄	C 入力	チェック	令不
	／	／	／

市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(年 月 日 提出)

受付印

(あて先) 柏原市長	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号 (個人番号は記載不要)															② 特別徴収義務者 指定番号			
		名称(氏名)																連絡先	③担当者 の所属 ・氏名	
		所在地(住所)																	④電話番号	-

地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)及び柏原市市税条例の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額	年 月分(月 日納期限分)以降の特別徴収税額(給与所得及び退職所得)									
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額 (※提出する市町村以外の者を含めて記入してください。)	年 月	常時勤務者		臨時勤務者		年 月	常時勤務者		臨時勤務者	
	年 月	円	人	円	人	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人	年 月	円	人	円	人
⑦ (1)最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 (2)申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日										
⑧ 給与の支払いを受ける者のうち柏原市内の居住者	申請日の属する年の1月1日現在				人	申請日現在		人		

※市記入欄	処理区分	却下の理由
	承認	
	却下	

- (注) 1. 申請書の書き方については裏面をご覧ください。
2. 常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。

申請についての注意事項

◇申請書の書き方

①の欄には

申請者が個人である場合には、その氏名及び住所を、法人である場合には、法人名及び本店又は主たる事務所の所在地をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事務所等で市民税・府民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の名称並びに当該事務所等の責任者の氏名及び所在地を記入してください。

②の欄には

柏原市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

③の欄には

担当者の所属及び氏名を記入してください。

④の欄には

連絡の際の電話番号を記入してください。

⑤の欄には

特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑥の欄には

申請の日前6箇月間の各月の給与支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額を記入してください。ただし常時の勤務者と臨時の勤務者は区別して記入してください。

⑦の欄には

該当する場合に限り必要事項を記入してください。

⑧の欄には

給与の支払いを受ける者のうち柏原市内に居住している者の人数を記入してください。

◆市町村民税・府民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということがあって多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いにかかる給与所得及び退職所得について特別徴収した市民税・府民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで

- (4) 最近において市町村税の納付又は納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けましても市町村税を滞納しますとこの特例の承認を取り消しされることがあります。
- (5) 申請のあった月から納期の特例が適用になります。